

# 認定こども園高須第2幼稚園入園に際してご理解頂きたいこと

## (重要事項説明書)

入園時における重要事項は以下の通りです。全ての項目に目を通してください。当園に入園申し込みをされる方には、願書受付日に同意書をお渡しします。園の方針にご賛同頂ける場合は、同意書にご署名頂き、入園面接の時にご提出下さい。尚、記入事項を含め、園の教育に関しまして、ご質問等がございましたら、園長までお問い合わせ下さい。

### 1. 幼児期の教育と認定こども園高須第2幼稚園の教育・保育方針

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なもので、教育基本法には「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定されています。

子どもが、自分が誰からも愛されているというよろこびと人への信頼感をもつために、家庭と園との連携・協力が欠かせません。世界で初めて幼稚園を創立したフレーベルが「子どもを愛し、子どもに愛され、父母に新頼されることから教育は始まる」という言葉を残しているように、園の教職員と保護者の信頼関係があって初めて教育は成り立つものです。全ての子どもが持つ自ら成長する力を信じ、共に喜び、共に悩み、成長を見守っていきたくと願っています。そのような願いから入園に際して保護者の皆様にご理解頂きたい、幼児期の教育の根幹に関わることや本園の教育方針等におきましては、P1～P4に述べさせていただきました。

### 2. 園則・施行規則に定められている定員等の事項

- ・本園の定員は0歳児7名、1歳児15名、2歳児18名、3歳児35名、4歳児35名、5歳児35名（各1クラス）とします。事情により学級数、定員は変更する場合があります。  
※3～5歳児の定員は1号認定（15名）、2号認定（20名）の子どもの合計です。
- ・3～5歳児1クラスの人数は国の基準（1クラス35人で1人の担任）以上に充実させるために年度当初は3歳児20名（副担任制）、4歳児30名（副担任制）、5歳児30名（副担任制）を園が自主的に定める定員とします。
- ・クラスの状況に応じて若干名入園を認める場合があります。
- ・担任、クラス編成については様々な条件を総合的に判断し決定します。個々のご希望をお聞きしての編成はしておりません。
- ・本園の休業日は次の通りです。（年により変更になる場合は年間行事予定表でお知らせ）  
1号認定 土曜日・日曜日（行事などの都合により変更することがある）  
国民の祝日に関する法律に規定する休日。  
夏期休業日 7月21日から8月31日まで  
冬期休業日 12月25日から1月7日まで  
春期休業日 3月21日から4月7日まで  
その他、園長が必要と認めた日  
2号・3号認定 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）  
国民の祝日に関する法律に規定する休日。 その他、園長が必要と認めた日

・保育時間

- 1号認定… 午前9時～午後1時45分（午前保育の日は、午前11時半）
- 2号・3号認定… 午前7時30分～午後6時30分（この間の定められた時間）最大午後7時まで

・教育時数

年間39週以上、一日4時間以上を標準とします。

・教職員数

園長1名 教頭 1名 主幹教諭2名 主任保育士1名 教諭・保育士10名以上  
補助教諭5名以上 事務職員2名 栄養士・調理士3名 用務員2名 他園医等

### 3.納付金

- ・施設整備費は入園手続き時に現金でお支払いください。納入金は返金できません。但し入園前に転勤などのやむを得ない理由で通園が困難になった場合、施設拡充費を全額返金いたします。
- ・保育料（教育保育充実費、給食費を含む）等の毎月の納付金は毎月5日までに口座にご入金ください。
- ・各月の初日に在籍している場合は出席の有無に関わらず 保育料等を納入してください。
- ・保育料等を3ヶ月以上滞納した場合は、除籍することがあります。
- ・各市町村及び諸般の事情により保育料等を変更する場合があります。

### 4.登降園について

登降園の詳細におきましては入園後に配布する「登降園のきまり」をお読みいただき、記載事項の順守をお願いいたします。特に、駐車場及び幼稚園バス停留所での立ち話は重大事故の原因となりますので、くれぐれもお控えください。

- ・園児のお迎えは原則として保護者または事前に届け出のある方とします。
- ・届けている降園方法を変更する日は降園30分位前までに必ず電話でご連絡ください。
- ・一時預かりや課外活動などのお迎え時間に遅れないようにして下さい。
- ・お迎えの際、保育室は次の日の準備をしますので入室しないようにして下さい。
- ・お迎え時による駐車場の混雑緩和の為、速やかにお帰りいただきますようお願い致します。
- ・2号及び3号認定の保護者の方々には、お仕事が早く終わった時やお休みの時は、出来る限り早めのお迎えをご協力お願いします。
- ・今後バスの運行状況により、高須幼稚園と高須第2幼稚園の運行ルートを統合する場合があります。

### 5.家庭と園との連携・協力・信頼関係

#### (1) 参観日・懇談会等について

学期ごとに参観日や行事を通して、子どもたちの成長の様子を観て頂きます。又、個人懇談（1学期1回、2学期1回、クラス懇談会（1学期／幼稚園のみ）を実施します。各懇談は、情報交換の場だけでなく、お子さまの発育の様子、幼稚園での様子や活動の意図をご家庭と共有する大切な機会と考えていますので、お仕事等都合の許す限り出席にご協力願います。その他、必要に応じて相談をお受けしますので担任までお申し出下さい。尚、特にご留意頂きたいこととして 子どもたちの様子をご覧になったり、幼稚園での出来事をお子様からお聞きになったりして、何かご心配なことや納得のいかないことがありましたら、直接担任までお知らせ下さい。

また、園には特別な配慮を要する子もいます。その時の子どもの姿だけを捉えて、(生活の一部を切り取って)他の保護者にうわさ話をしたりメールや SNS を送信するなどして誤解や不安を招いたり、我が子の話だけを鵜呑みにしてご判断されたりすることのないようにくれぐれもお願いします。又、**子どもの卒園の資格が「仲間と一緒に楽しく遊ぶこと」とするならば、親の卒園の資格は「子どもは一人で育つのではなく、仲間と育ち合うということを知る」ということだ**と思います。子どもの社会性が育つためには、けんかやトラブルがとても大切な経験だということをご理解下さい。尚、保護者の方で著しく本園の幼児教育の妨げになるような行為があったり、他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動が見られたりした場合は、園にて話し合いをしていただき、相互理解を図りますが、ご理解頂けなかったり、言動に改善が認められなかったりする場合は、保護者の園内への立ち入りの禁止や転園勧告をさせていただきます。

## 6.後援会活動について

本園では、園児だけでなく保護者の皆さまにも同様に幼稚園で友だちを作って頂きたいと思っています。育児の悩みも楽しみも共有することでは本来は一人でするものではなく、物理的にも精神的にも助け合っているものだと思います。又、保護者の方向士が仲良く一緒に作業をしている姿、笑いながら話している姿を見るのは、大人が想像する以上に子どもたちは嬉しいものです。そして、言葉で「お友だちと仲良くしようね。」と100回伝えるよりも、子どもたちに人と関わる楽しさ、良さが伝わるものです。そのようなことから、本園では、お仕事をお持ちの方も含めて保護者の方々全員に何かの係になって頂き、後援会活動や園の保育の支援をして頂きながら、保護者の方向士が知り合う機会を設けています。担当は4月の後援会総会にて決めます。子どもたちのために、積極的なご参加をお願いします。

※クラスの実情により係の仕事や配置人数等が異なる場合があります。

## 7.保育中の怪我について

認定こども園高須第2幼稚園は、文部科学省や厚生労働省等の定める基準や法令を遵守し、大きな事故にならないように設計されています。また、定期的な安全点検や園内で起こった怪我等の原因を元に立てた対策や配慮を全員で共有し、安全な環境で安心して思う存分活動してもらえよう様々な配慮をしています。しかし、入園までに子どもの運動経験(階段の上り下りを殆どしない、戸外遊びを十分にさせてもらっていない等)が乏しいことによる怪我が近年増えています。又、子どもたちが十分に身体を動かして遊んだ結果、転んで擦り傷をつくったり、友達と頭をぶつけてたんこぶをつくったりすること等が必ず起こります。

子どもたちが大きくなった時に大きな怪我をしないようになるには、小さな怪我をしながら、自分で危険を察知したり、回避したりする「リスクをコントロールする」力を身につけなければいけません。我々も出来ることなら大きな怪我だけはさせたくありませんが、臆病な保育になると、この時期に本来身につけるべき能力が育たないことになり、かえって危険だということをご理解下さい。

子どもは、いろいろな人と関わりあう生活の中で、まずは相手の存在に気付きます。共に活動することの楽しさを感じたり、けんかや葛藤を経験したりしながら、ルールの必要性や大切さ、人間関係の調整の仕方を体験的に学び、友だちの大切さに気付いていきます。

保育中や送迎中に怪我をした場合は応急手当をすると同時に保護者に連絡させていただき、保護者との相談の上での通園となります。既往症や特別な配慮のいる場合は家庭状況調査票に記入して下さい。

尚、全員が日本スポーツ振興センターの災害共済に加入し、大きな怪我の場合は全日本私立幼稚園連合会の保険により対応いたしますが、入院中以外の休業補償等には対応していません。

## 8. 病気、伝染病、与薬について

病気の時はたとえ園児が幼稚園に行きたがっても、他の園児への影響も考え体調が完全に戻るまでは家庭でゆっくり療養させてください。風疹や手足口病など伝染性の疾患にかかった場合は他の子どもたちに感染する時期が過ぎ、医師の許可が出るまでは登園できません。登園後体調が優れない場合は、検温をし、原則37.5度ある場合は保護者の方に連絡させていただきます。又熱が37.5度なくても普段の様子と明らかに違う場合の時は、早めにご連絡をさせていただきますのでお迎えのご協力をよろしくお願いいたします。

又、与薬については本来薬を飲ませることは医療行為にあたるため、職員がお子様薬を飲ませることはできません。しかしながらご家庭の事情で必要、やむを得ない場合は、保護者のほうに大わって与薬しているのが現状です。保護者様と園側で話し合いの上、保護者様の同意の下に園の担当者が保護者様に代わって与薬することとしています。尚、与薬についての留意事項は、入園時にお手紙にてお知らせ致しますので、ご確認ください。

## 9. 教育相談

お子様のことで心配なことや気になること等、何でも結構ですので、気軽にご相談下さい。お子様の発達や行動で不安や悩みをお持ちの方はぜひご相談下さい。我々は答えを知っているわけではありませんが、一緒に考えさせて頂くことは喜んでさせて頂きたいと思えます。

## 10. 保育計画

教育課程・保育指針（全体的な計画）に基づき、年齢ごとの発達に合わせて年間計画・月間計画・週案を作成しています。支援を要する幼児には個別計画を作成した上で教育を行います。その他、家庭との連絡方法・感染症等・園内での怪我の対応・警報時の対応・準備物に関しては入園後、園だより等で配布しています。

## 11. 園の概要

設置者	学校法人森本学園					
種別	幼稚園型認定こども園					
園の名称	認定こども園高須第2幼稚園					
所在地	781-8124 高知県高知市屋頭19					
電話番号・FAX	TEL 088-883-2329 FAX 088-883-2459					
ホームページ	<a href="http://www.takasu-kids.jp">http://www.takasu-kids.jp</a>					
園長氏名	園長 澤田 俊彦					
開設年月日	1981年4月1日					
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
(年齢別)						
1号定員	—			5人	8人	12人
2号定員	—			20人	22人	23人
3号定員	7人	15人	18人	—	—	—

## 12. 施設・設備の概要及び職員体制

敷地面積	5,213㎡	職種及び人数
園舎面積	1,225㎡	園長1人・教頭1人・主幹教諭2人・主任保育士1人
		幼稚園教諭5人・保育士9人・保育補助7名
		事務員2人・用務員2人・調理員3人
		講師2名
園庭面積	3,988㎡	
保育室数	8室	
ホール及び体育館	1室	

## 13. 嘱託医等

(1) 内科 森沢 豊 (けら小児科) (2) 歯科 浅埜 尚人 (あさぎ歯科) (3) 薬剤師 山本 ちさと

## 14. 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を、毎月実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	インターホンを備えています。

## 15. 避難場所

避難場所 園庭 ・ 園舎屋上 ・ 五台山スカイパーク (仮称)  
災害時避難におきましては、入園時に「園たより」にて配布いたします。

## 16. 苦情相談体制

相談・苦情受付担当者	氏名 齋藤 和美 (主幹教諭)
相談・苦情解決責任者	氏名 澤田 俊彦 (園長) ・ 北村 文 (教頭)
	森本 真行 (学園部長)
第三者委員	氏名 中内 司

《※第三者委員は任意》

受付方法：面接、電話などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

## 17. 賠償責任保険の加入状況

### ☆ 東京海上日動火災

あくまでも、見舞金として給付していますので、治療費に見合うものではありませんが、当園の一対応のひとつとしてご理解いただければと思います。

種 別	金 額
死 亡	1,133,000円
入 院	550円/日
通 院	350円/日

### ☆ (独) 日本スポーツ振興センター

幼稚園の管理下【通常保育や預かり保育、幼稚園行事。但し、課外活動（サッカー、硬筆、体育、英語）は幼稚園施設提供による管轄外指導のため除外とする。】における、園児等の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（異物の嚥下、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、傷害又は死亡が給付の対象になります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費  ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額  ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
疾 病	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの  ●幼稚園給食等による中毒・ガス等による中毒  ●熱中症  ●溺水  ●異物の嚥下  ●漆等による皮膚炎  ●外部衝撃等による疾病  ●負傷による疾病	
障 害	幼稚園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（障害等級により金額が異なります。） 3,770万円～82万円 〔通園中の災害の場合 1,885万円～41万円〕

死 亡	幼稚園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 〔通園中の場合 1,400万円〕
	突然死 幼稚園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 〔通園中の場合も同額〕
	幼稚園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒するまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。）

障害見舞金・死亡見舞金の額については、平成18年4月1日以降に給付の事由が生じた場合の額です。

なお、平成18年3月31日以前に生じた障害に係る障害見舞金及び平成18年3月31日以前に死亡した者に係る死亡見舞金については、旧政令、省令等に基づく金額となります。

## 18. 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。